

政省令について

平成 20 年 10 月 31 日

財		務		省
厚	生	労	働	省
農	林	水	産	省
経	済	産	業	省
総		務		省

目 次

1. 株式会社日本政策金融公庫法に係る政省令について・・・3
2. 株式会社日本政策投資銀行に係る政省令について・・・8
3. 株式会社商工中金に係る政省令について・・・・・・・・・・10
4. 地方公営企業等金融機構法に係る政省令について・・・12

株式会社日本政策金融公庫法に係る政省令について

平成 20 年 10 月 31 日
 財 務 省
 厚 生 労 働 省
 農 林 水 産 省
 経 済 産 業 省

株式会社日本政策金融公庫（以下「新公庫」という）に係る政省令で定める主な事項は以下のとおりである。

1. 政令事項

○ 株式会社日本政策金融公庫法施行令

	項目	概要
(1)	貸付けを受ける者の範囲等	①中小企業者、生活衛生関係営業者の範囲を規定（旧中小公庫法施行令、旧国民公庫施行令と同内容）。 ②教育資金貸付の対象となる者の要件を規定。
(2)	危機対応業務・指定金融機関制度に関する事項	①指定金融機関の範囲として、預金取扱金融機関及び完全民営化予定金融機関を規定。 ②指定の有効期間を5年と規定。
(3)	区分經理に関する事項	①勘定区分ごとの準備金として積み立てる額を規定（剰余金の1/11、50/100もしくは100/100）。 ②準備金として積み立てる額の上限を規定（資本金の1/4、資本金の額もしくは出資累計額）。
(4)	社債の発行手続に関する事項	国際協力銀行業務に係る社債の基本方針の記載事項及び発行時の手続き事項について規定。
(5)	主務大臣から内閣総理大臣への権限の委任	内閣総理大臣への権限の委任事項として以下を規定。 ①立入検査権限のうち、業務に係る損失

		の危険の管理に係るもの。 ②指定金融機関への立入検査権限のうち、危機対応業務に係る損失の危険の管理に係るもの。
(6)	国が承継する資産の範囲等に関する事項	公庫の資産のうち国が承継する範囲を主務大臣と財務大臣が協議すること、及び当該資産の帰属する会計について規定。
(7)	評価委員の任命等に関する事項	評価委員の人数、評価委員の評価の方法及び評価委員の評価の庶務に関することを規定。

2. 省令事項

- 株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令

	項目	概要
(1)	危機対応業務円滑化実施方針の記載事項	危機対応業務円滑化実施方針の記載事項として、新公庫の危機対応円滑化業務の実施体制等を規定。
(2)	業務規程の記載事項	業務規程の記載事項として、指定金融機関の危機対応業務の実施体制等を規定。
(3)	協定の記載事項	協定の記載事項として、危機対応業務に係る債権の管理等に関する事項を規定。

- 株式会社日本政策金融公庫法施行規則

	項目	概要
(1)	国内金融業務方法書の記載事項	記載事項として、貸付け、社債の取得に関する事項、業務委託に関する事項等を規定。
(2)	業務委託	公庫が業務の一部を委託することのできる金融機関を規定（銀行、信用金庫及び信用金庫連合会、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行等）。

(3)	余裕金の運用方法	国際金融業務に係る余裕金の運用方法を規定（国外社債券の発行等により調達した資金に係る業務上の余裕金であって、外国政府の発行する有価証券で外国通貨でもって表示されるもの）。
-----	----------	---

○ 株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令

	項目	概要
(1)	勘定区分	公庫法第 41 条（区分経理）の規定により設ける勘定の名称を規定。
(2)	財務諸表、附属明細書の様式等	財務諸表、附属明細書の様式等を規定（銀行法施行規則に準拠）。

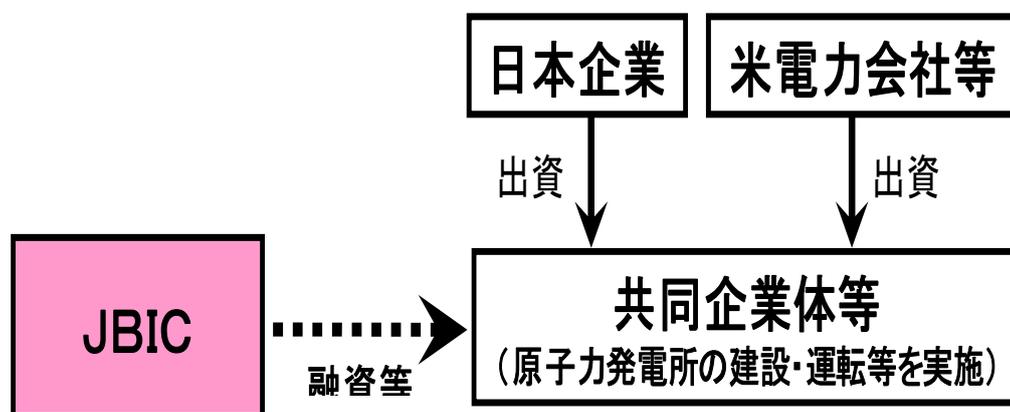
JBICによる先進国向け投資金融について

平成13年の「特殊法人等整理合理化計画」においては、国際協力銀行（旧JBIC）の一般投資金融業務について『貸付は先進国関係の業務を原則として廃止』とされた。これを受けて、株式会社日本政策金融公庫法では日本政策金融公庫（国際協力銀行（JBIC））が行う先進国向け投資金融について以下の取扱いとされた。

- 重要な資源の開発及び取得を目的とするもの除き、先進国向けは原則廃止。（法別表第三の備考（8））
- ただし、我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があるときは、政令（施行令）で定められた上で実施可能。（法別表第三の備考（13））

20年6月に改定された「経済成長戦略大綱」においては、『米国等海外で日本企業が参加する原発建設・運営に対するJBIC融資等の活用を通じた金融面の支援に取り組む』とされるなど、我が国原子力産業の国際競争力の維持・向上への要請を受けて、先般、株式会社日本政策金融公庫法施行令を改正し、原子力発電に関する事業について、JBICが先進国向け投資金融を行うことを可能とする措置をとっている。（20年8月26日閣議決定）

《スキーム図》



株式会社日本政策金融公庫法

(平成十九年五月二十五日法律第五十七号)

別表第三 (第十一条関係)

三	我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金(短期資金を除く。)を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、我が国の法人等、出資外国法人等、外国金融機関等若しくは外国政府等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。
---	--

備考

- (8) 第三号に掲げる業務(我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。)は、開発途上地域において行われる事業に係るものに限り、行うことができる。
- (13) (8)の規定にかかわらず、開発途上地域以外の地域における事業に関して、我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、第三号に掲げる業務のうち当該事業に係るものを行うことができる。

株式会社日本政策金融公庫法施行令

(平成二十年四月十八日政令第四百十三号)

(開発途上地域以外の地域に関して行うことができる業務)

第十二条 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、法別表第三の備考(13)の規定により、同表第三号に掲げる業務のうち、開発途上地域以外の地域における原子力による発電に関する事業に係るものを行うことができる。

株式会社日本政策投資銀行法に係る政省令について

平成 20 年 10 月 31 日
財 務 省

株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）に係る、政省令で定めるべき
主な事項は以下の通りである。

1. 政令事項

○ 株式会社日本政策投資銀行法施行令

	項 目	概 要
(1)	受入預金の範囲	外貨預金、金融機関から受け入れる預金を定めるもの。
(2)	会社が契約締結の代理・媒介を行う金融機関の範囲	長期信用銀行、信用金庫及び信用金庫連合会等を定めるもの。
(3)	主務大臣から内閣総理大臣への権限の委任	財務大臣の立入検査の権限のうち、業務に係る損失の危険の管理に係るものを内閣総理大臣に委任するもの。
(4)	国が承継する資産の範囲等に関する事項	旧政投銀の資産のうち国が承継する資産の範囲として主務大臣が財務大臣に協議して定める資産、当該資産の帰属する会計として財政投融資特別会計投資勘定を定めるもの。
(5)	評価委員の任命等に関する事項	会社が承継する資産の評価を行う評価委員の人数、評価委員の評価の方法及び評価委員の評価の庶務に関することを規定。

2. 省令事項

○ 株式会社日本政策投資銀行法施行規則

	項目	概要
(1)	社債の発行並びに借入金の借入れに係る基本方針の認可	記載事項として、社債の発行金額並びに借入金の借入れ金額、社債の利回り並びに借入金の利率等を規定。
(2)	事業計画の認可の申請	事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて提出する旨を規定。
(3)	償還計画の認可の申請	記載事項として、借入見込額、社債及び借入金の償還の方法及び期限等を規定。

○ 株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令

	項目	概要
(1)	財務諸表、附属明細書の様式	財務諸表、附属明細書の様式等を規定（銀行法施行規則に準拠）。
(2)	電磁的記録	財務諸表等について、電磁的記録をもって作成することができることを定めるもの。

株式会社商工中金に係る政省令について

平成 20 年 10 月 31 日
中 小 企 業 庁

株式会社商工中金に関する政省令については、①株式会社化の手続を定めるもの、②株式会社商工中金の組織の在り方を定めるもの、③株式会社商工中金法の施行に伴う関係法令の整備を行うもの、の大きく 3 本立てであるが、いずれも施行済みである。

1. 株式会社化の手続を定めるもの

<構成>

- ・株式会社商工組合中央金庫の一部の施行期日を定める政令
- ・商工組合中央金庫が株式会社商工組合中央金庫となるための手続等に関する政令
- ・商工組合中央金庫が株式会社商工組合中央金庫となるための手続に関する省令

(1) 進捗状況

昨年 9 月 5 日に公布。

(2) 政省令の主な項目

	主な項目
(1)	株式会社化の手続に関する規定の施行日
(2)	転換計画の認可申請手続
(3)	評価委員の任命
(4)	登記申請書の添付書面

2. 株式会社商工中金の組織の在り方を定めるもの

<構成>

- ・株式会社商工組合中央金庫法施行令
- ・経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則
- ・経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則

(1) 進捗状況

施行令は昨年12月12日に、施行規則は本年2月13日に公布。

(2) 政省令の主な項目

	主な項目	概要
(1)	届出手続	営業所の設置、増資、臨時休業等に関する届出手続を規定。
(2)	認可申請手続	新株発行、定款変更、代表取締役の選定等に関する認可申請手続を規定。
(3)	行為規制	預金者への情報提供、商工債権者への情報提供、個人情報管理、金融商品関連規制等の行為規制を規定。
(4)	様式	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等の様式を規定。

3. 株式会社商工中金法の施行に伴う関係法令の整備を行うもの

<構成>

- ・株式会社商工組合中央金庫法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

(1) 進捗状況

本年5月21日に公布。

(2) 政省令の主な項目

	主な項目
(1)	株式会社化前の商工中金関連政令（商工債令等）の廃止
(2)	関係政令の整備
(3)	経過措置

地方公営企業等金融機構法に係る政省令について

地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）の設立にあたり、政省令で定めるべき主な事項は下記のとおりであるが、政令で定めるべき主な事項のうち、機構の業務運営に係る事項については平成 19 年 12 月に公布済みであり、機構への権利及び義務の承継に係る事項については平成 20 年 7 月に公布済みである。また、省令で定めるべき主な事項のうち、機構の設立に関する事項については平成 20 年 3 月に公布済みである。

1. 政令事項

○機構の業務運営に係る事項（平成 19 年 12 月公布）

	項 目	概 要
(1)	貸付対象事業の範囲	法定五事業（水道事業、交通事業、病院事業、下水道事業、公営住宅事業）のほか政令で定める事業
(2)	機構債券に関する事項	機構債券の募集方法等、機構の債券発行、管理に必要な細目
(3)	機構の登記に係る委任政令	機構の登記について、独立行政法人等登記令の適用

○機構への権利及び義務の承継に係る事項（平成 20 年 7 月公布）

	項 目	概 要
(1)	国が承継する資産の範囲等に関する事項	国が承継する資産の範囲及びその帰属する会計等
(2)	機構が承継する資産の評価に関する事項	評価委員の構成等

2. 省令事項

○機構の設立に係る事項（平成 20 年 3 月公布）

	項 目	概 要
(1)	事業計画書の記載事項	業務開始の時期、業務に関する計画の概要等

○機構の業務運営に係る事項（平成 20 年 7 月公布）

	項 目	概 要
(1)	会計の原則	原則として、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠
(2)	情報開示に関する事項	説明書類の閲覧期間、作成方法及び不特定多数の者への情報提供等
(3)	債券に係る政令からの委任事項	地方公営企業等金融機構債券に係る細目

○機構の公庫債権管理業務に係る事項（平成 20 年 7 月公布）

	項 目	概 要
(1)	公庫債権金利変動準備金に関する事項	公庫債権金利変動準備金の積立限度額等
(2)	公庫債権管理計画のその他記載事項	資金の融通に関する事項等